

# 近江八幡市学校給食物資調達取扱要綱

令和 3 年 1 2 月 1 日

告示第 3 2 7 - 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、近江八幡市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）における物資の調達を適正かつ円滑に行うため、その調達に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物資 学校給食に用いる食材料（公益財団法人滋賀県学校給食会から納入するパン、麺等の基本物資を除く。）をいう。
- (2) 価格競争物資 最低価格見積により納入業者を選定する食材料をいう。
- (3) 見本選定物資 見本により納入業者を選定する食材料をいう。

(物資の選定基準)

第 3 条 物資は、良質かつ衛生上最も安全なものから学校給食に適したものを選定するものとする。

(納入業者の選定方法)

第 4 条 学校給食センターに物資を納入する業者の選定は、近江八幡市契約規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 6 1 号）第 2 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により物資を納入しようとする業者から見積書を徴すること（以下「見積合わせ」という。）により行うものとする。

(参加業者)

第 5 条 見積合わせに参加することができる業者（以下「参加業者」という。）は、近江八幡市契約規則第 5 条第 4 項に規定する当該年度の名簿に登録された業者のうち、近江八幡市学校給食用物資供給参加届出書（別記様式第 1 号）を提出したものであるものとする。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせは、参加業者のうちから、これを行う。

2 前項の見積合わせを行う場合は、次に掲げる事項を参加業者に通知するものとする。

- (1) 購入しようとする物資の食品名並びに予定数量及び期間
- (2) 見積書を提出する日時及び場所
- (3) その他必要な事項

3 前項の規定による通知を受けた参加業者は、次に掲げる事項により市長が指定する日時までに給食物資見積書（別記様式第2号又は別記様式第3号。以下「見積書」という。）を提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該物資の見本等の提出を参加業者に求めるものとする。

- (1) 見積りは、物資の単価（消費税を含まない。）で行うものとする。
- (2) 見積りは、各品目及び規格ごとに行うものとする。
- (3) 見本欄に「○」印が記載されている物資については、見積書を提出する際に、見本等を提出するものとする。
- (4) 成分欄に「○」印が記載されている物資については、見積書を提出する際に、次に掲げる内容の分かる書類を添付するものとする。

ア 原材料配合表及び栄養成分表

イ 生産地名又は生産履歴

ウ 製造業者及び食品納入業者が定期的実施する微生物検査の結果

（見本提出に要する物資抽出基準）

第7条 市長は、前条第3項後段の規定による見本等の提出を要する物資の抽出基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 品質及び量目を確認する必要がある物資
- (2) 内容物、カット、サイズ等を確認する必要がある物資
- (3) 初めて使用する物資
- (4) 使用する頻度が低い物資

（価格競争物資納入業者の選定）

第8条 学校給食センターに価格競争物資を納入する業者（以下「価格競争物資納入

業者」という。)の選定は、次に掲げる書類を審査し、市長が適当と認める参加業者のうち最低価格を提示したものとする。ただし、当該最低価格を提示した参加業者が2以上あるときは、くじによりこれを定める。

(1) 給食物資見積書

(2) 見積価格比較表(別記様式第4号)

(見本選定物資納入業者の選定)

第9条 学校給食センターに見本選定物資を納入する業者(以下「見本選定物資納入業者」という。)の選定をしようとするときは、第6条第3項の規定により提出された給食物資見積書等を取りまとめ、別に定める近江八幡市学校給食物資選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴くものとする。

2 選定委員会は、前項の規定による意見の聴取があったときは、別に定める近江八幡市給食物資規格基準に基づき給食物資見積書等を審査し、品目ごとに見本選定物資納入業者にふさわしい者を選定し、市長に報告するものとする。

(契約)

第10条 価格競争物資納入業者及び見本選定物資納入業者(以下「納入業者」という。)との契約は、近江八幡市学校給食物資納入契約書(別記様式第5号)により行うものとする。

(物資の納入等)

第11条 学校給食センター長は、物資の調達に当たっては、納入期日を指定した給食物資発注書(別記様式第6号)を納入業者に送付するものとする。ただし、給食の人員に異動が生じた場合は、その都度給食物資発注書をもって物資の納入を指示するものとする。

2 納入業者は、前項の規定による給食物資発注書の送付を受けたときは、物資に納入伝票を添え、指定された場所に納入しなければならない。

3 市長は、物資の納入の検収をした後であっても、物資に数量の過不足、不良その他不適格な事項を認めた場合は、これを交換し、又は返却することができる。

(代金の請求及び支払)

第12条 納入業者は、月ごとに検収を受けた物資の請求書を翌月の10日までに市

長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合において、当該請求書が適法なものであったときは、これを受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。